

仕様書（茅ヶ崎市青少年会館における飲料用自動販売機設置に係る行政財産の貸付）

1 貸付物件（詳細）

施設名称	茅ヶ崎市青少年会館
施設所在	茅ヶ崎市十間坂三丁目5番37号
施設主用途	青少年施設 【開館時間】 午前9時から午後9時 【休館日】 ①毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。） ②12月28日から翌年1月4日まで ③教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日を開館しないことができる。
施設階数	地上3階
施設規模	建築面積 790.60㎡ 延べ面積 2,091.19㎡
貸付場所	青少年会館1階ロビー（別紙地図参照）
貸付面積	1.5㎡
使用可能電圧	100V
他の自動販売機設置状況	・現在、貸付場所に1台設置済み（本契約締結後、令和8年6月30日までに撤去予定） ・施設内、貸付場所以外に自動販売機設置なし

2 設置機器の仕様

貸付場所に設置する自動販売機（以下、「設置機器」）は次の条件を満たさなければならない。

①本体サイズが幅1,200mm、奥行900mm、高さ2,000mm以内である。

※本体サイズは、貸付けできる最大許可寸法で、加熱余地を含みますが、転倒防止板設置部屋は含みません。

②新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる。

③ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載している。

④複数の電子マネーの使用ができる。

例：Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん、Kitaca、iD、楽天Edy、QUICPay、nanaco、WAON

⑤災害救援機能（災害時の飲料の無償提供機能）が付いている。（バッテリーなし可）

⑥取出口が高い位置にあるなど、利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインのものや、タッチパネル方式のものの導入に協力努める。

3 電気使用料金

電気使用料金は賃借人の負担とする。年度末の基準日（令和11年度においては貸付期間最終日）に設置機器に設置された子メーターの検針を行い、使用電力量を確認した上で、電気料金を算定する。賃借人は、消費電力に応じた実費相当分を、本市が発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入すること。

4 設置及び撤去

- (1) 設置者（賃借人）は、本契約締結後、令和8年7月1日（水）午前8時30分～午後5時00分の間に自動販売機の設置を完了させなければならない。なお、設置作業の時間は入札後に、本市（賃貸人）と協議の上決定する。
- (2) 設置者（賃借人）は、据付面を十分に確認した上で、安全に自動販売機を設置し、また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認しなければならない。
- (3) 設置者（賃借人）は、自動販売機その他、付帯設備として、使用済み容器回収ボックスを設置しなければならない。同ボックスの寸法は幅500mm、奥行き500mm程度、設置数は2つとし、設置場所は、本市（賃貸人）と協議して決定する。
- (4) 設置者（賃借人）は、自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じなければならない。
- (5) 設置者（賃借人）は、自動販売機の使用電力量を確認するための子メーターを設置しなければならない。
- (6) 設置機器や使用済み容器回収ボックス、子メーターの設置、撤去及び移設に要する一切の費用は設置者（賃借人）の負担とする。

5 設置機器の運用

設置者（賃借人）は、次に掲げるもののほか、貸付物件の利用者へ安全に、かつ安定して設置機器による商品提供サービスができるよう、自らの責任で適切に維持管理をしなければならない。

- ①販売品目は、清涼飲料水等とし、酒類（いわゆるノンアルコールを含む。）の販売は行わないこと。容器は全て、缶又はペットボトルなどの密閉式とすること。商品の具体的な構成については、設置前に本市（賃貸人）と協議を行い、決定すること。
- ②販売品目を変更する場合は、予め本市（賃貸人）に申し出たうえで、その承諾を受けること。
- ③本市（賃貸人）から販売品目及びHOT・COLDなどの変更の要望があった場合は、変更内容を協議・調整のうえ、速やかに変更すること。
- ④商品一つあたりの価格については、標準小売価格（メーカー希望小売価格）を超えない価格で販売すること。
- ⑤商品の賞味期限に十分注意するとともに、商品の売り切れ状態が長期に続かないよう、適切に在庫確認、商品補充をすること
- ⑥釣銭切れが長期に続かないよう、適切に設置機器内の残金の確認・回収・補充をすること
- ⑦故障等により商品を購入できない状態が長期に続かないよう、定期的なメンテナンスや、迅速な修理をすること
- ⑧4（3）の使用済み容器の回収ボックスに入っているごみを回収・処分・リサイクルするとともに、その周囲に散乱しているごみ等を回収するなどし、周囲の清掃を心がけ、貸付場所周辺を清潔な状態に保つこと。
- ⑨販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については本市と協議の上行うこと。
- ⑩自動販売機を取り換える場合は、予め本市（賃貸人）に申し出たうえで、その承諾を受けること。取り換えは、本市（賃貸人）と調整した時間中に実施すること。
- ⑪自動販売機の維持管理運営、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

6 事故・苦情対応

- (1) 設置者（賃借人）は、設置機器に、故障時などの問い合わせ先を明記し、故障及び苦情については、設置者（賃借人）の責任において速やかに対応しなければならない。
- (2) 設置機器の設置・利用・運用によって、第三者に生じた事故については、賃借人が全て対応し、補償しなければならない。ただし、当該事故が本市（賃貸人）の責に帰す事由による場合は、この限りでない。
- (3) 設置者（賃借人）は、設置機器が毀損、汚損または紛失した場合は、自らの負担で速やかに復旧しなければならない。ただし、当該毀損、汚損または紛失が、本市（賃貸人）の責によることがあきらかな場合は、この限りでない。
- (4) 設置機器に係る盗難事故や破損事故等により設置者（賃借人）に損害が生じても、本市（賃貸人）はその損害の賠償の責めを負わないものとする。ただし、当該事故が本市（賃貸人）の責によることがあきらかな場合は、この限りでない。